

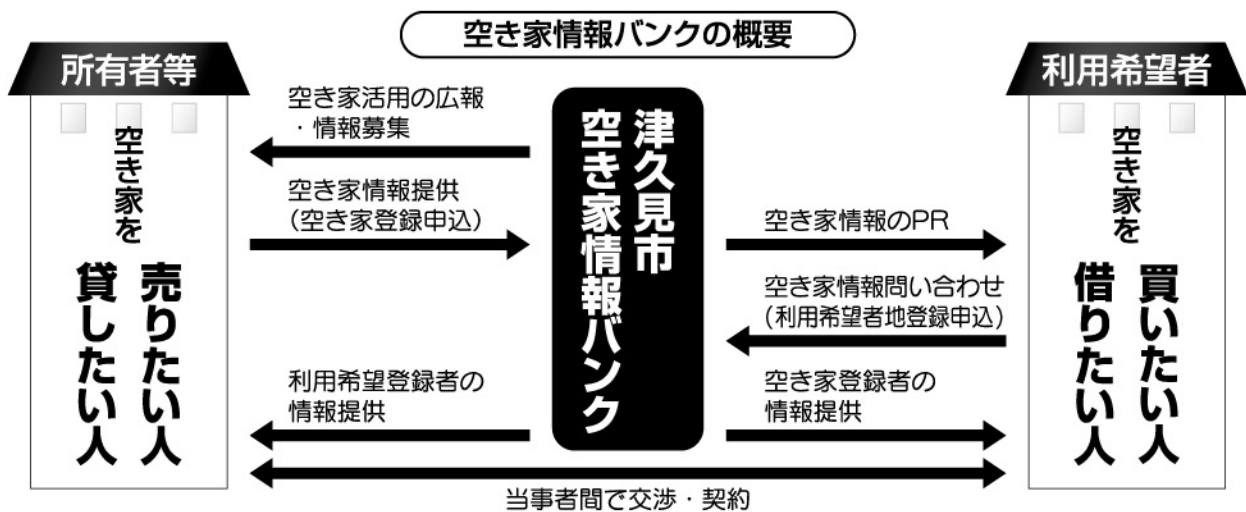


空き家情報バンク制度のご案内

「売りたい」「貸したい」空き家はありませんか？

ここ数年、県外の人から「津久見市に住みたいが?」、「空き家の情報は?」等の問い合わせが見られるようになりました。また、市では一昨年、区長会のご協力で空き家調査を行い、多くの空き家があることがわかりました。そこで、市では市内に点在する空き家の有効活用を通じて、都市との交流や定住促進による地域の活性化を図るため、「空き家情報バンク制度」を立ち上げることにしました。この制度は、空き家の所有者と空き家を利用したいと考えている人を結びつける制度です。

ご連絡をいただければ詳しい制度の説明を行った後、現地調査を実施し、空き家提供者の了解が得られれば登録を行い、ホームページ等で全国に情報を発信します。市民の皆さん、「売りたい」「貸したい」空き家がありましたら、企画商工課企画班「空き家情報担当」までご連絡をお願いします。



空き家申込者の登録

- ①空き家申込者は、必要事項を申込書に記入の上、市へ提出します。
- ②市は提出された物件について、現地調査を行います。
- ③申込者と協議の上、物件を台帳に登録し、ホームページ上に情報を掲載します。

利用希望者の登録

- ④利用希望者は、市へ登録する意思のあることを電話等で連絡します。
- ⑤連絡を受けた市は、利用希望者へ登録申込書を送付します。
- ⑥利用希望者は、必要事項を記入の上、登録申込書を返送します。
- ⑦市は、利用希望者台帳に登録します。

登録後の概要

- ⑧登録された利用希望者は、ホームページ上の情報のうち買いたい(借りたい)物件があれば、市へ物件ナンバーを記入した利用申込書と誓約書を提出します。
- ⑨市は、利用希望者の登録を確認します。そして申込者に利用希望者の情報を提供します。
- ⑩市から連絡を受けた申込者は、利用希望者への詳細情報の提供を了承します。
- ⑪市は、利用希望者へ情報を提供します。
- ⑫その後は、当事者間での交渉、契約となります。

※津久見市では、情報の提供や連絡調整は行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の賃借・売買に関する交渉、契約に関しての仲介行為は行っていません。契約に関するトラブル等については、責任を持って当事者間で解決をお願いします。

問い合わせ先 企画商工課 ☎82-4111(内線252)